議案第11号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び鳥取県警察署協議会条例の一部改正について

次のとおり警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び鳥取県警察署協議会条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年11月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び鳥取県警察署協議会条例の一部を改正する条例

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第1条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年鳥取県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前

別表

警察署の名称、位置及び管轄区域

名称	位置	管轄区域
略		
鳥取県琴浦大山	東伯郡	東伯郡のうち琴浦町及び西伯郡の
警察署	琴浦町	うち大山町
略		

備考 この表における旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町、旧八 頭郡佐治村、旧気高郡気高町、旧気高郡鹿野町及び旧気高郡 青谷町の名称及びその区域は、平成16年10月31日におけるも のを示す。 別表

警察署の名称、位置及び管轄区域

名称	位置	管轄区域
略		
鳥取県八橋警察	東伯郡	東伯郡のうち琴浦町及び西伯郡の
署	琴浦町	うち大山町
略		

備考 この表における旧岩美郡福部村、旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町、旧八頭郡佐治村、旧気高郡気高町、旧気高郡鹿野町及び旧気高郡青谷町の名称及びその区域は、平成16年10月31日におけるものを、旧西伯郡中山町の名称及びその区域は、平成17年3月27日におけるものをそれぞれ示す。

(鳥取県警察署協議会条例の一部改正)

第2条 鳥取県警察署協議会条例(平成13年鳥取県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

 改
 正
 後
 改
 正
 前

(設置)

第2条 警察法第53条の2第1項の規定に基づき、警察署の管轄 区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応 ずるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関として、次 の表の左欄に掲げる警察署に、同表の右欄に掲げる警察署協議 会(以下「協議会」という。)を置く。

略	
<u>鳥</u> 取県琴浦大山警 <u>察署</u>	鳥取県琴浦大山警察署協議会
略	

(設置)

第2条 警察法第53条の2第1項の規定に基づき、警察署の管轄 区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応 ずるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関として、次 の表の左欄に掲げる警察署に、同表の右欄に掲げる警察署協議 会(以下「協議会」という。)を置く。

略	
鳥取県八橋警察署	鳥取県八橋警察署協議会
略	

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。